

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

秋田県山本郡藤里町

2 地域再生計画の名称

緑と魅力あふれる町・ふじさと再生計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成 17 年度

4 地域再生計画の意義及び目標

中山間地域であり山林が町総面積の 90% を占める藤里町においては、基幹産業である農林業を主体としながらも、平成 5 年 12 月に世界自然遺産に登録された秋田・青森両県にまたがる白神山地を有することにより、自然と住民共生のもと、豊かな山河の恩恵を受けてきました。多くの観光客が限られた自然、太古より守り継がれてきた壮大なブナ林を求めて訪れるとともに、普段の何気ない風景、出来事も遠方から訪れる人々にとっては、一時の安らぎと満足感を与えてくれる、そんな魅力に包まれた町の雰囲気は、産業経済の発展のみならず人と人との触れ合いの場を求める都市部との交流事業の一端を担ってきました。

しかし、世界自然遺産に登録されたのち訪れる人々が増える一方、一部の観光資源が踏み潰され、また、近代化の流れに沿って集落と里山の関係が希薄となるなど、少子高齢化、人口流出等後継者不足による遊休地拡大と共に、自然環境を悪化させる原因となっています。

国、県の施策と共に町独自の事業等講じた結果、一時的に回復の兆しは見せるものの、官・民・事業者それぞれの役割が不明確であるため問題の解決には至らず、町民総参加によるネットワークづくりやマニュアルの整備等早急な対策を講じる必要があります。

近年、都市部においては、農村間交流としてのエコ、グリーン・ツーリズムへの関心が増加傾向にあることから、藤里町では平成 16 年度事業として、環境省の「国立公園等エコツーリズムモデル事業実施地区」に選定（青森県西目屋村との共同事業：平成 16～18 年度）されたことを受けて「白神地区エコツーリズムモデル事業」を実施しています。事業内容としては同年 11 月にキックオフシンポジウムを開催し、町民に対して本事業の理解と積極的な参画を求めたところであり、平成 17 年度以降は基本計画骨子を策定するとともにガイド等人材の育成及びツアーコースの設定、モデルエコツアーの実施検討等方向性の決定に向けた調整を図ります。併せて、電源立地地域（関連発電所：能代火力及び素波里ダム所在）を対象とする電源地域振興指導事業（事業主体：東北経済産業局）を活用した「白神山地藤里

町地域活性化計画策定調査」においてはエコ、グリーン・ツーリズムの総体的な基本方針等策定に努めており、両事業の実施結果報告等資料を基に、白神山地等奥山と里山環境の保全及び自然・農林業体験による都市農村間交流と観光を結びつけた、新たな地域振興策に取り組みます。

エコ、グリーン・ツーリズム事業を推し進めることは、これまで危惧されてきた自然環境、里山の保全について、来訪者のみならず地域住民に対しても周知を図れるとともに、滞在型交流によって地域産品の提供とそこに携わる労働者等雇用の場が確保され、また、基幹産業である農林業と融合した新たな観光産業の礎を築くことに繋がると考えています。

今後は、既存の宿泊施設と農家民家宿泊により、一般客や修学旅行生、研修等の受け入れ体制の確立を図る予定ですが、修学旅行を想定した場合、通常は1クラス40～50名程、1学年単位としては200名を超える場合もあるということで、年間30万人程度の観光客（宿泊施設入込み客数：平成15年・12,848人）が訪れている当町においては、繁忙期（5～10月）であるか閑散期（12～4月：主要県道冬期閉鎖）であるかによっては宿泊施設の不足等事態も懸念されており、また就労問題、特に受け入れ先の確保にあっては世帯の就業状況さらには核家族化の進展、女性の社会進出によって養育環境に変化が生じることが予測されるため、教育、福祉の面からの子育て支援等バックアップ事業を展開する必要があります。

客室稼働率（実績・計画）

（単位：％）

H15年実績	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ホテルゆとりあ	33.0	28.9	43.2	23.8	68.7	74.0	75.8	117.9	66.8	72.4	38.0	38.6
町営温泉保養所	7.5	20.7	6.1	14.8	16.5	40.8	43.4	44.2	35.0	53.7	22.4	17.9
民宿	7.1	17.2	7.1	14.7	42.0	70.9	50.8	78.1	29.8	84.0	36.9	1.6
民宿	4.2	5.6	11.9	1.4	12.6	27.3	24.5	10.5	18.2	16.1	4.9	0.7

H17年計画	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ホテルゆとりあ	36.2	31.9	46.8	26.5	85.8	91.3	81.0	125.1	83.8	89.6	41.4	42.0
町営温泉保養所	9.3	23.1	7.9	17.0	31.0	56.6	46.9	47.8	50.4	70.1	24.9	20.2
民宿	9.2	19.8	9.2	17.1	57.6	88.0	55.0	83.6	44.8	101.6	40.4	3.5
民宿	5.8	7.3	13.9	2.9	27.1	42.5	27.1	12.4	33.0	30.8	6.6	2.2
農家民宿	0.0	0.0	0.0	0.0	8.8	8.8	0.0	0.0	8.8	8.8	0.0	0.0

平成17年度より農家民宿2事業者新規参入予定（5、6、9、10月：各10名づつ受入）

稼働率80％以上の各施設月について、対策を講じる必要有り

既存施設である「農村環境改善センター」は、エコ、グリーン・ツーリズム事業の拠点である湯の沢地区において、農業経営及び農家生活の改善合理化、農村地域住民の健康増進、地域連帯感の醸成を図り、地域の環境整備を組織的に推進するための施設として、農林水産省「農村総合整備モデル事業」により昭和54～55年度に整備されましたが、人口減少や

社会情勢の変化、また、利用目的の一部が達成されている状況から、利用人員については平成15年度で2,698人(利用計画の29.3%)まで減少しています。そこで同施設をエコ、グリーン・ツーリズム事業の拠点である湯の沢地区(白神山地世界遺産センター「藤里館」、民間事業者2組織活動施設、宿泊施設)の補完的施設として改修し、都市部からのツーリズム体験等希望者や修学旅行者、各種団体等を対象として、宿泊や農林業体験、地域食材の提供及び料理教室を実施することにより、施設の有効利活用を図るとともに地域経済の発展に繋がります。

町中心部にある「高齢者コミュニティセンター」は、高齢者が健康で生き甲斐のある生活ができるための環境づくりを目的とした生産、工作、保健衛生、レクリエーション等あらゆる機能を備えたコミュニティセンターとして、総務省(旧国土庁)「過疎地域総合センター建設事業」により昭和55年度に建設されました。当初計画の利用人員を17,000人と見込み、老人クラブ活動や身障者ボランティア、健康相談による有効活用を促進してきましたが、研修室等恒常的に利用される部屋以外の使用頻度が極端に少なく、平成15年度の利用人員が3,499人まで減少しています。そこで、同施設を活用して、エコ、グリーン・ツーリズム事業における施設運営等に携わる世帯において、保護者が労働に従事できる環境を整えるため、小学校低学年の授業終了後の教育と健全育成を図るための放課後児童クラブを設置します。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

エコ、グリーン・ツーリズム事業を実施することによってもたらされる効果として、「自然環境、里山の保全の啓蒙普及推進」「農村、都市間交流による地域産品の提供、農業経営基盤の確立と拡大」「里山、農林業体験実施に伴う遊休農地等利活用」「滞在型交流における宿泊施設運営に係る労働者等雇用の場の確保」が期待できるとともに、事業展開の基盤整備として「生活、福祉、環境面の整備」促進を図りながら、都市農村間交流において自然と共存した町の発展に努め、ふれあいあふれる町づくりの創出に繋がります。

同事業による入込み客数については、各月30人程度のツーリズム体験等希望者と修学旅行、各種団体(50～200人を5、6、9、10月時期に1回ずつ募集)を計画しており、1,360人程度増加すると予測しています。

現在の観光を主とする宿泊施設(湯の沢地区：4施設)を対象に、平成15年度実績数値にツーリズムによる入込み客予測数値を積上げし、客室稼働率80%を超えた分を余剰客数として考えると、5月から10月までの繁忙期においては、981人分(例：20人/回×8日/月程度×6ヶ月)の受入先が必要となり、今後、農家民家宿泊の新規参入若しくはその他施設の利活用が期待されています。

予想余剰客数

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
ホテルゆとりあ	68	134	12	533	45	114	906
民宿		18		8		49	75
計	68	152	12	541	45	163	981

ホテル：稼働率 80% = 946 人 / 月 ・ 民宿 ： " 80% = 182 人 / 月

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

1 3 0 0 4 補助対象施設の有効活用（農林水産省）

1 3 0 0 4 補助対象施設の有効活用（総務省）

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業

特になし

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

1 講じようとする支援措置の番号及び名称

1 3 0 0 4 補助対象施設の有効活用（農林水産省）

2 当該支援措置を受けようとする者

秋田県藤里町

（属性）市町村単独

（規模）藤里町の全域

（所在地）秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴 8 番地

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

農林水産省「農村総合整備モデル事業」により整備された「農村環境改善センター」は、農業経営及び農家生活の改善合理化、農村地域住民の健康増進、地域連帯感の醸成を図り、地域の環境整備を組織的に推進するための施設として整備されたものでありますが、農業人口の減少や健康改善実習等保健相談が終了して目的の一部が達成されたこともあって、運営当初（昭和 56 年度）には 6,000 人を超えていた利用者数も、平成 15 年度には 2,698 人と需要が著しく減少しています。

一方、藤里町では平成 16 年度より、環境省の「国立公園等エコツーリズムモデル事業実施地区」に選定されたことを受けて、白神山地等自然環境や歴史文化の保全と観光を結びつけた地域振興を目的とした施策を推し進め、併せて、東北経済産業局を事業主体とする「電源地域振興指導事業」においては、ツーリズムの総体的な基本方針等策定に努めており、事業促進にむけた施設整備が求められています。

そこで、「農村環境改善センター」をエコ、グリーン・ツーリズム事業の拠点地域である湯の沢地区（白神山地世界遺産センター「藤里館」、民間事業者 2 組織活動施設、宿泊施設）の補完的施設として改修し、都市部からのツーリズム体験等希望者や修学旅行者、各種団体等を対象として、宿泊、食事の提供及び農林業体験、地域食材を活用した料理教室を実施することにより、施設の有効利活用を図るとともに地域経済の発展に繋がります。

(支援措置 1 3 0 0 4 に係る添付書類)

1 補助事業者の意見 (補助事業者 : 秋田県)

- 申請者 (藤里町) の下記内容について協議の結果、特に問題は無いとして確認した。

近年、都市部においては、農村間交流としてのエコ、グリーン・ツーリズムへの関心が増加傾向にあることから、藤里町では平成 1 6 年度より、環境省の「国立公園等エコツーリズムモデル事業実施地区」に選定されたことを受けて、白神山地等自然環境や歴史文化の保全と観光を結びつけた地域振興を目的とした施策を推し進めており、併せて、電源地域振興指導事業を活用した「ツーリズムによる地域活性化計画」の基本方針等策定に努めながら奥山及び里山環境の保全及び自然体験、都市農村間交流農林業体験の実践に向けて取り組んでいます。

エコ、グリーン・ツーリズム事業を推し進めることは、自然環境、里山の保全を図るとともに、都市農村交流によって生まれる雇用や地域産品の需用等地域活性化に繋がるものであり、事業促進にむけた施設整備が求められています。

そこで、同支援要望施設を宿泊、食事の提供、自然・農林業体験学習等受入施設として補完的に利用することにより、エコ、グリーン・ツーリズム事業推進はもとより、農業経営の改善合理化等、施設当初の設置目的を含めた目標達成が図られます。

(施設の概要)

事業名	農村総合整備モデル事業
事業目的	農業経営及び農家生活の改善合理化、農村地域住民の健康増進、地域連帯感の醸成をはかり、地域の環境整備を組織的に推進する
事業工期	昭和 5 4 年 7 月 1 6 日 ~ 昭和 5 5 年 9 月 1 7 日
所在地	秋田県山本郡藤里町藤琴字下湯の沢 1 6
事業主体	藤里町
施設名称	農村環境改善センター
建築面積	6 6 0 . 9 5 m ²
延床面積	6 6 0 . 9 5 m ²
敷地面積	1 0 , 6 2 8 m ² 広場修景敷地含む
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋建
建設費	1 2 7 , 5 5 0 千円 { m ² 単価 : 1 9 3 千円 / m ² }
用地取得費	-
財源内訳	国庫 6 3 , 7 7 5 千円 町費 6 3 , 7 7 5 千円
供用開始日	昭和 5 5 年 1 0 月 1 日
管理主体	藤里町

2 当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化

○施設の整備目的（当初）

既存施設である「農村環境改善センター」は、農業経営及び農家生活の改善合理化、農村地域住民の健康増進、地域連帯感の醸成を図り、地域の環境整備を組織的に推進するための施設として整備されました。

○社会経済情勢等の変化

藤里町においては、基幹産業である農林業を主体とした生活が営まれてきましたが、中山間地域であることから小規模農家が多く、また稲作中心であったため、輸入米の増加や米の価格低迷、生産コストの増加等諸問題によって生産活動が停滞した結果、若者、農業後継者の流出に繋がり、「農村環境改善センター」の利用者数(同施設利用計画・述べ利用人口：9,200人)についても、昭和56年度の運営当初には6,000人を超えていたものの、昭和61年度に3,571人、平成15年度では2,698人と、農業人口の減少や社会情勢の変化、また、地域住民を対象とした栄養、健康改善実習等保健相談が終了し、目的の一部が達成されたこともあって、著しく減少しています。

受益範囲の人口の推移

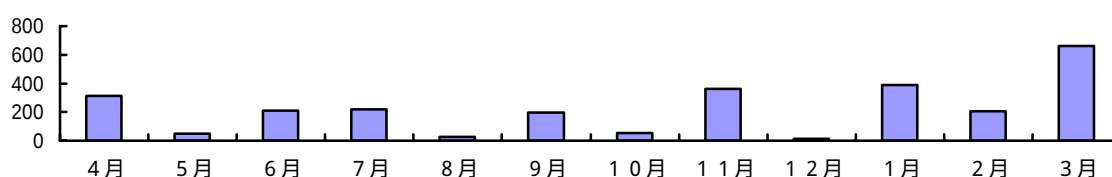
(単位：世帯、人)

	昭和45年	昭和48年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年
世帯	253	261	246	239	232	228	219	219	209
人口	1,316	1,254	1,173	1,047	934	872	743	679	618

国勢調査及び推計による

昭和48年数値：農村環境改善センター整備計画中利用対象人口

年間利用状況（平成15年度）



(単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
312	48	209	220	28	197	54	360	14	389	207	660	2,698

○有効活用の必要性

そこで、本来の利用目的に加えて、基幹産業である農林業の発展に向けた地域活性化事業であるエコ・グリーン・ツーリズム事業の補完的施設として位置付け、農林業体験簡易宿所、地域食材等料理教室実施に要する改修整備をおこない、諸団体のニーズに対応できる体制を確保し、同施設の有効的な利活用を図ります。

3 当該施設における計画数量と最近の状況

事業計画数量

同施設利用計画・述べ利用人口：9,200人

最近3年間の利用状況

平成13年度 1,650人

平成14年度 1,777人

平成15年度 2,698人

最近3年間の管理運営費の支出状況

平成13年度 6,090千円

平成14年度 5,650千円

平成15年度 6,948千円

4 補助対象施設の現状

運営以降5年毎の推移と現状

(単位：人)

	S 5 6	S 6 1	H 3	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
生活改善研修室	517	516	808	805	232	608	326	101	492	472	1,034
農業経営改善研修室	340	453	528	793	194	507	281	101	190	172	434
会議室	1,770	1,399	2,612	2,610	2,450	2,451	2,374	667	524	519	539
研修室	1,077	775	2,039	2,507	2,330	2,372	2,302	552	368	419	441
調理実習室	609	248	572	394	396	371	364	146	76	195	250
保健室	231	90									
町民ホール	1,485	90	90	170	180						
合 計	6,029	3,571	6,649	7,279	5,782	6,309	5,647	1,567	1,650	1,777	2,698

5 転用の必要性

藤里町のエコ、グリーン・ツーリズム事業を推進するため、本来の利用目的に加えて、基幹産業である農林業の発展に向けた同地域活性化事業に積極的に参画する必要があります。そこで、エコ、グリーン・ツーリズム事業の拠点である湯の沢地区（現有施設・・・環境省：白神山地世界遺産センター「藤里館」、民間事業者2組織活動施設、宿泊施設）の補完的施設として位置付け、農林業体験簡易宿所及び地域食材等調理教室実施に要する改修整備をおこない、諸団体のニーズに対応できる体制を確保し、施設の有効利用を図ります。

6 転用の時期

地域再生計画が認定された日

7 転用の形態

管理主体：藤里町

8 転用後の施設の目的、利用計画等

（施設の使用目的等）

エコ、グリーン・ツーリズム事業における補完的施設（宿泊及び食事の提供、農林業体験学習、料理教室の実施）として使用します。ただし、従来の施設利用者に対しては一定の理解と協力を仰ぐものの、基本的には設置目的による使用を継続し、エコ、グリーン・ツーリズムによる利用件数が高いと予想される５月～１０月については、事前に日程確認、調整を図りながら円滑な運用を心掛けます。

（施設の改修等についての考え方）

宿泊スペースとして利用する和室（会議室及び研修室）２部屋については、現在は襖による仕切りのため、施錠（必要な場合は移動式パーティションに変更）等間仕切りして男女別で使用する。

消防機関通報用火災報知設備を設置する。

その他宿泊及び研修に係る備品等購入

（施設管理についての考え方）

管理主体：藤里町

（関係法令に基づく手続きの内容とスケジュール等）

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ・旅館業法 | ・・・簡易宿所営業許可（改修後平成１７年中） |
| ・消防法 | ・・・〃に係る適合通知（改修後平成１７年中） |
| ・建築基準法 | ・・・〃に係る確認申請（改修後平成１７年中） |
| ・食品衛生法 | ・・・営業許可（改修後平成１７年中） |
| ・水質汚濁防止法 | ・・・届出（改修後平成１７年中） |
| ・藤里町例規 | ・・・施設の管理運営条例及び施行規則の改正（平成１７年中） |

9 転用により期待される効果

エコ、グリーン・ツーリズム事業を実施することによってもたらされる効果として、「自然環境、里山の保全の啓蒙普及推進」「農村、都市間交流による地域産品の提供、農業経営基盤の確立と拡大」「里山、農林業体験実施に伴う遊休農地等利活用」「滞在型交流にお

ける宿泊施設運営に係る労働者等雇用の場の確保」が期待できるとともに、事業展開の基盤整備として「生活、福祉、環境面の整備」促進を図りながら、都市農村間交流において自然と共存した町の発展に努め、ふれあいあふれる町づくりの創出に繋がります。

1 講じようとする支援措置の番号及び名称

1 3 0 0 4 補助対象施設の有効活用（総務省）

2 当該支援措置を受けようとする者

秋田県藤里町

（属性）市町村単独

（規模）藤里町の全域

（所在地）秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

昭和55年度に総務省(旧国土庁)「過疎地域総合センター建設事業」により建設された「高齢者コミュニティセンター」において、エコ、グリーン・ツーリズム事業における農家民家宿泊及び関連施設の運営等従事者拡充を目的とした、生活の補助的役割として、保護者が安心して労働に従事できる環境を整えるため、小学生の授業終了後の教育と健全育成を図るための放課後児童クラブを設置して施設の有効利用に繋げ、働きやすい環境の整備を図ります。

（施設の概要）

藤琴地区には、既存集会施設である「総合開発センター」があったものの、年間を通じて全町の諸会議及び青年会等団体の研修や講習、公式の行事に利用されており、高齢者活動の場が限られる状況にありました。そこで、高齢者が健康で生き甲斐のある生活ができるような環境づくりが大切であり、また優れた特性（技能）を持った老人達の交流の場として、さらには気軽に活用できる、生産、工作、保健衛生、レクリエーション等あらゆる機能を備えたコミュニティセンターとして、町役場、総合開発センター、広域体育館、医療機関等隣接する中心部に、昭和55年度、総務省（旧国土庁）の「過疎地域総合センター建設事業」によって「高齢者コミュニティセンター」が建設されました。

事業名 過疎地域総合センター建設事業

事業目的 高齢者が健康で生き甲斐のある生活ができるような環境づくりと、優れた特性（技能）を持った老人達の交流の場として、さらには気軽に活用できる、生産、工作、保健衛生、レクリエーション等あらゆる機能を備えたコミュニティセンターを整備する

所在地 秋田県山本郡藤里町藤琴字家の後48-1

事業主体 藤里町

施設名称 高齢者コミュニティセンター

延床面積	332.07㎡
建物構造	木造平屋建
建設費	43,549千円
財源内訳	国庫 9,850千円
	町費 33,699千円
工期	昭和55年度
管理主体	藤里町

(施設の現状)

「高齢者コミュニティセンター」(同施設利用計画・述べ利用人口：17,000人)においては、老人クラブ活動や身障者ボランティア、健康相談による有効活用を促進してきましたが、近年、隣接する「総合開発センター」の利用目的である青年会活動等が、人口減少や少子高齢化の影響もあって停滞し、また、諸会議等回数も減少していることから、現在、高齢者レクリエーション、その他活動の多くは「総合開発センター」を利用しています。その結果、団体研修室等恒常的に利用される部屋以外の使用回数が極端に減少し、平成15年度の利用人員については3,499人と計画人口の20%程度まで落ちこんでいるのが現状です。

(転用の必要性)

類似施設の建設、老人クラブ会員の高齢化による参加者の減少等、将来的に高齢者コミュニティセンターの利用状況に増加の兆しは見えず、社会情勢が変化する中において、施設の活用方法を模索する必要があります。

町ではこれまで様々な施策に取り組み、地域経済の活性化や人材育成、雇用の場の確保に努めてきましたが、中でも、生活基盤の安定を図ることは計画を推進する上で重要な対策の一つであることから、平成16年度にエコ、グリーン・ツーリズムに関する計画の策定をおこない、以降事業を展開するにあたり、農家民家宿泊及び関連施設の運営等従事者世帯において、保護者が安心して労働に従事できる環境を整えるため、小学校低学年の授業終了後の教育と健全育成を図るための放課後児童クラブを設置して施設の有効利用に繋がります。

・施設改修の概要

高齢者及び小学生の併用利用であることを考慮し、トイレの一部改修をおこなう必要がある。

(利用計画)

トレーニングルーム(87㎡)及び管理図書室(29㎡)についてはほとんど利用されていないため、両スペースを放課後児童クラブの事務室、遊戯室等に転用し、和室(研修室、談話室、休養室)、保健相談室、技術研修室を従来の利用目的として継続して使用します。

・計画認定後手続き・・・施設の管理運営条例及び施行規則の改正(平成17年度)